佐賀県告示第 301 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和８年 11 月６日から同年 12 月７日まで佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和８年 11 月６日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松尾佐賀停車場線	佐賀市八戸溝二丁目 973 番１地先から 佐賀市八戸溝二丁目 1006 番１地先まで	令和８．11．６